

令和6年度南房総市温泉郷の活性化に係る施設整備事業補助金のご案内

温泉郷を活性化するため、事業者が行う市内の温泉施設の新設、改修及び維持管理に必要な施設整備に要する経費に対し、その一部を補助します。

※ 事業者とは、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている者です。

※ 温泉施設とは、温泉法の温泉の浴用の利用許可を受けた施設です。

【申請受付期間】 令和6年4月1日～令和7年1月31日

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く。）

※先着順により予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象者

次の要件の全てを満たす者

- (1) 市内に所在する法人又は住所を有する個人事業主
- (2) 市内に所在する宿泊施設の事業者
- (3) 南房総市新規温泉施設設備整備事業補助金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた年度の末日の翌日から起算して3年を経過していること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員等でないこと。

2 補助対象工事

市内で掘削された温泉法に定める温泉を利用している温泉施設の設備の改修及び維持管理に必要な工事が対象となります。

※大浴場等を対象とし、客室専用の温泉施設は対象外となります。

※補助金交付決定前の工事については、対象外となります。

### 3 補助対象事業名、補助対象経費、補助率、補助上限額及び申請制限期間

補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額	申請制限期間
温泉施設設備整備事業	(1) 設備に係る設計費 (2) ボイラー (3) 温泉貯水タンク (4) 補給水装置 (5) 循環ろ過装置 (6) 塩素注入装置 (7) 自動制御装置 (8) 熱交換器 (9) 配管 (10) 浴槽 (11) 設備据付け等に要する費用	3分の1以内	500万円	補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日の翌日から起算して3年

**※補助対象経費に係る消費税を除く。**

**※補助対象事業の補助対象経費は、新品の設備等の取得に要する経費とします。**

**※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。**

### 4 申請書の提出について

1	令和6年度補助金等交付申請書 (市の指定様式)	申請者は法人の代表者又は個人事業主
2	事業計画書(任意様式)	次の①～⑦が全て記載されていること。 ①補助対象事業名 ②宿泊施設名 ③宿泊施設の場所 ④利用する温泉の源泉の場所 ⑤事業内容 ⑥事業費 ⑦事業開始から事業完了までのスケジュール等 (着工日、完了日、供用開始日)
3	旅館業の営業許可を受けていることが確認できる書類等	旅館業営業許可書の写し
4	現在事項全部証明書	法人の場合(発行日から3か月以内のもの)
5	住民票抄本	個人事業主の場合(発行日から3か月以内のもの)
6	見積書の写し	補助対象経費が明確に分かるように項目立てされたもの
7	事業予定箇所の写真	工事予定箇所すべてがわかる写真(番号を付与)
8	誓約書	誓約書は法人の代表者又は個人事業主

※上記のほか、必要により書類の提出を求める場合があります。

## 5 申請書提出後の流れ

1	申請書類の審査	提出された申請書類の内容及び納税状況等を確認し交付決定します。必要に応じて現地確認を実施します。
2	補助対象者の決定通知	交付決定通知書の受領後に契約を締結し、着工してください。
3	実績報告書提出 (市の指定様式)	実績報告は、補助事業完了後30日以内または令和7年3月31日までに次の書類を揃えて提出してください。 ①実績報告書 ②補助対象事業に要した経費に係る契約書、請求書、領収書等の写し ③補助対象事業完了後の状況が分かるカラー写真 (工事箇所すべてが分かる写真(番号を付与)) ④温泉の利用許可を受けていることが確認できる書類 (温泉利用許可書等の写し) ※上記のほか、必要により書類の提出を求める場合があります。また、必要に応じて現地確認を実施します。
4	補助金額の確定	提出された実績報告書について内容を確認し、補助金額を確定します。補助金の確定額は確定通知書にて通知します。
5	請求書提出 (市の指定様式)	補助金額の確定通知書を受領後、請求書を提出してください。提出後、補助金額をご指定の口座に振込みます。

## 6 提出先及び問合せ先

(1) 提出先 〒299-2492

千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市役所 別館1 2階 商工観光部観光プロモーション課

(2) 問合せ先 南房総市観光プロモーション課

観光振興係 0470-33-1091 担当 唐尼・江野口